

国保税の納付と届け出はお早めに!!

国保の健全な運営のために、保険税の期日内の納付と、異動があった場合のすみやかな届け出にご協力ください。

もしも保険税を理由なく長い間納めないと、やむを得ず保険証の返還や給付の差し止めなどの措置がとられる場合があります。また、国保の保険税は、届け出をした月からでなく、資格ができた月から計算されます。

国保に加入するときなどの届け出が遅れると、遅れた分の保険税もさかのぼって支払うことになります。



国保

コーナ

こんなときは、必ず14日以内に国保に届け出を!

| | こんなとき | 持参するもの |
|-----------|-------------------------|-------------------|
| 国保に加入するとき | 他市区町村から転入したとき | 印かん、転出証明書 |
| | 他の健康保険などを脱退したとき | 印かん、健保の離脱証明書 |
| | 生活保護を受けなくなったとき | 印かん、保護廃止決定通知書 |
| | 子どもが生まれたとき | 印かん、保険証、母子健康手帳 |
| 国保を脱退するとき | 他市区町村へ転出したとき | 印かん、保険証 |
| | 他の健康保険などに加入したとき | 印かん、国保と健保の保険証 |
| | 生活保護を受けはじめたとき | 印かん、保険証、保護開始決定通知書 |
| | 死亡したとき | 印かん、保険証、死亡を証明するもの |
| その他 | 退職者医療制度に該当したとき | 印かん、年金証書、保険証 |
| | 退職者医療制度に該当しなくなったとき | 印かん、保険証 |
| その他 | 住所、世帯主、氏名などが変わったとき | 印かん、保険証 |
| | 保険証をなくしたり、よごれて使えなくなったとき | 印かん、保険証、身分を証明するもの |
| | 修学のため、子どもが他の市区町村に住むとき | 印かん、保険証、在学証明書 |
| その他 | 長期旅行などで別個の保険証が必要なとき | 印かん、保険証 |

狂犬病予防接種 (2回目)の 実施のお知らせ

町内一斉の狂犬病予防接種を6月11日(火)に実施します。まだ登録と予防注射を受けていない方はご利用下さい。

狂犬病予防法の一部改正により、犬が死亡した場合、役場環境保健課までその犬の死亡届を提出するとともに、犬の鑑札も返却して下さい。

昨年、大津長門地区では400頭以上の犬が処分されています。このような不幸な犬を出さないように責任をもって飼育しましょう。



日程及び時間

| 期日 | 時間 | 場所 | 料金 |
|----------|-------------|---------------|---------------|
| 6月11日(火) | 9:00~9:20 | 宗頭文化センター | 登録料 3,000円 |
| | 9:30~10:00 | 湯免ふれあいセンター | |
| | 10:10~10:40 | 役場前 | 手数料 530円 |
| | 10:50~11:20 | 野波瀬漁協(旧市場)前 | 注射料 2,300円 |
| | 13:10~13:40 | 豊原コミュニティセンター前 | 合計 5,830円 |
| | 13:50~14:20 | エースみすみ前 | |